○鹿児島大学学則（案）

平成16年４月１日
規則第86号

目次

第１章　総則
第１節　設置等（第１条―第４条）
第２節　教育研究組織等（第５条―第10条の２）
第３節　部局運営組織（第11条・第12条）
第４節　学術研究院（第12条の２）
第５節　教授会等（第13条・第14条）
第６節　職員（第15条―第22条）
第２章　学部通則
第１節　学年、学期及び休業日（第23条―第25条）
第２節　修業年限及び在学期間（第26条―第28条）
第３節　入学（第29条―第36条）
第４節　教育課程及び履修方法等（第37条―第47条）
第５節　卒業（第48条―第52条の２）
第６節　休学、留学、転学、退学及び除籍（第53条―第58条）
第７節　賞罰（第59条・第60条）
第８節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第61条・第62条）
第３章　補則
第１節　研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生及び特別聴講学生（第63条―第68条）
第２節　寄宿舎（第69条）
第３節　寄附講座・共同研究講座等（第70条・第70条の２）
第４節　公開講座（第71条）
第５節　特別の課程（第71条の２）
第６節　規則等への委任（第72条）
附則

第１章　総則

第１節　設置等

（国立大学の設置）

第１条　国立大学法人鹿児島大学（以下「本法人」という。）は、鹿児島大学（以下「本学」という。）を設置する。

（目的）

第２条　本学は、鹿児島大学憲章の下に、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって学術文化の向上に寄与するとともに自主自律と進取の精神を持った有為な人材を育成することを目的とする。

２　本学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

３　本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部等の規則において定める。

（方針）

第２条の２　本学は、前条の目的を踏まえて、本学、学部又は学科若しくは課程ごとに、

次に掲げる方針を定める。
(1)　卒業の認定に関する方針
(2)　教育課程の編成及び実施に関する方針
(3)　入学者の受入れに関する方針
２　前項第２号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第１号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。
(自己評価等)
第３条　本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　本学は、前項の点検及び評価に加え、第三者評価等の多様な評価の結果を、教育研究等の不断の改善・改革に反映させるものとする。
(教育研究活動等の状況の公表)
第４条　本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって情報を公表するものとする。
２　前項の公表については、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第172条の２に定めるところによる。
第２節　教育研究組織等
(学部、学科及び課程)
第５条　本学に次の学部、学科及び課程を置く。
法文学部　法経社会学科、人文学科
教育学部　学校教育教員養成課程
理学部　理学科
医学部　医学科、保健学科
歯学部　歯学科
工学部　先進工学科、建築学科
農学部　農学科
水産学部　水産学科
共同獣医学部　共同獣医学科、畜産学科
２　前項に規定する共同獣医学部共同獣医学科は、第37条の２第１項の規定に基づき、山口大学と共同で教育課程を編成する。
３　第１項に規定する学部の収容定員は、別表第１のとおりとする。
(附属病院)
第５条の２　本学に、医学及び歯学の教育研究並びに診療のための施設として、附属病院を置く。附属病院の名称は、鹿児島大学病院とする。
２　附属病院に関し必要な事項は、別に定める。
(大学院)
第６条　本学に大学院を置き、次の研究科を設ける。
人文社会科学研究科
教育学研究科
保健学研究科
理工学研究科

農林水産学研究科
医歯学総合研究科
臨床心理学研究科
共同獣医学研究科
連合農学研究科
２　大学院に関する事項は、別に定める。
（機構）
第６条の２　本学に次の機構及びその下部組織を置く。
総合教育機構
高等教育研究開発センター
共通教育センター
キャリア形成支援センター
アドミッションセンター
グローバルセンター
稲盛アカデミー
２　前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。
（ヒトレトロウイルス学共同研究センター）
第６条の３　本学に、ヒトレトロウイルス感染症の感染予防及び治癒を目指し、世界的・全国的な研究及び教育の総合的推進を図るため、熊本大学と共同して、ヒトレトロウイルス学共同研究センターを置く。
２　前項に関し必要な事項は、別に定める。
（学内共同教育研究施設）
第７条　本学に次の学内共同教育研究施設を置く。
附属図書館
保健管理センター
総合研究博物館
埋蔵文化財調査センター
環境安全センター
情報基盤統括センター
地域防災教育研究センター
南九州・南西諸島域イノベーションセンター
国際島嶼教育研究センター
先端科学研究推進センター
２　前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。
（海外拠点）
第７条の２　本学に海外拠点を置く。
２　前項に関し必要な事項は、別に定める。
（奄美群島拠点）
第７条の３　本学に奄美群島拠点を置く。
２　前項に関し必要な事項は、別に定める。
（学部等附属教育研究施設）
第８条　本学の学部又は研究科に、次の附属教育研究施設を置く。
法文学部　司法政策教育研究センター、「鹿児島の近現代」教育研究センター
教育学部　教育実践総合センター

農学部　農場、演習林、焼酎・発酵学教育研究センター
水産学部　練習船、海洋資源環境教育研究センター
共同獣医学部　動物病院、越境性動物疾病制御研究センター、南九州畜産獣医学教育研究センター
理工学研究科　地域コトづくりセンター、天の川銀河研究センター、南西島弧地震火山観測所
医歯学総合研究科　南九州先端医療開発センター
２　前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。
（共同利用）
第８条の２　第８条第１項に掲げる農学部附属演習林及び水産学部附属練習船は、本学の教育上支障がないと認められるときは、他の大学及び高等専門学校の利用に供することができるものとする。
２　前項に関し必要な事項は、別に定める。
（附属学校）
第９条　本学に、次の附属学校を置く。
教育学部附属幼稚園
教育学部附属小学校
教育学部附属中学校
教育学部附属特別支援学校
２　前項に規定する教育学部附属特別支援学校は、知的障害者に対する教育を行う。
３　前２項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。
（事務組織）
第10条　本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を遂行するために事務組織を置く。
２　事務組織に関し必要な事項は、別に定める。
（技術支援組織）
第10条の２　本学に、教育、研究及び地域貢献に係る技術支援に関する業務を遂行するために技術支援組織を置く。
２　技術支援組織に関し必要な事項は、別に定める。
第３節　部局運営組織
（部局）
第11条　本学に、基本的な教育研究に関する運営組織として次の部局を置く。
法文学部
教育学部
理学部
医学部
歯学部
工学部
農学部
水産学部
共同獣医学部
附属病院
理工学研究科
医歯学総合研究科

臨床心理学研究科
連合農学研究科
２　前項に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。
（部局運営会議）
第12条　部局に、それぞれの運営に関する重要事項を審議するため、学部にあっては学部運営会議、附属病院にあっては病院運営会議及び研究科にあっては研究科運営会議（以下「部局運営会議」という。）を置く。
２　部局運営会議に関し必要な事項は、別に定める。
第４節　学術研究院
（学術研究院）
第12条の２　本学に、教員組織として学術研究院を置く。
２　学術研究院に学術研究院長を置き、学長をもって充てる。
３　学術研究院に所属する教員は、その専門性に応じて次表に示すいずれかの学域及び学系等に所属するものとする。

学域	学系等
法文教育学域	法文学系
	臨床心理学系
	教育学系
理工学域	理学系
	工学系
医歯学域	医学系
	歯学系
	附属病院
	ヒトレトロウイルス学系
農水産獣医学域	農学系
	水産学系
	獣医学系
総合科学域	総合教育学系
	共同学系

４　学術研究院に所属する教員は、別表第２に定める区分により、学部等の教育等に係る業務を主として担当することを原則とする。
５　学術研究院に、別に定める事項を審議するため、学術研究院会議を置く。
６　第３項の学域に関し必要な事項を審議するため、学域会議を置く。
７　第３項の学系に関し必要な事項を審議するため、学系会議を置く。
８　附属病院に関し必要な事項を審議する会議体は、別に定める。
９　本条に定めるもののほか、学術研究院に関し必要な事項は、別に定める。
第５節　教授会等
（教授会）
第13条　第５条に規定する学部及び第６条に規定する研究科に、教授会を置く。
２　前項の教授会は、学校教育法第93条第２項の規定に基づき、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了
(2)　学位の授与
(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なものとして学長が別に定めるもの
３　第１項の教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び研究科長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
４　本条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。
(代議員会)
第13条の２　教授会は、その定めるところにより、教授会に属する職員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等(次項において「代議員会等」という。)を置くことができる。
２　教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
(各種委員会)
第14条　本学、学部、研究科、学域及び学系に、必要に応じて委員会を置くことができる。
２　委員会に関し必要な事項は、別に定める。
第６節　職員
(職員)
第15条　本学の職員の種類は、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、副園長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、技術職員、教務職員及びその他の職員とする。
(教職協働)
第15条の２　本学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、連携体制を確保し、協働により職務を行うものとする。
(研修の機会等)
第15条の３　本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修(第39条に規定する研修に該当するものを除く。)の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
(副学長)
第16条　本学に副学長を置くことができるものとし、本法人の理事、事務局長又は本学の専任若しくは特任の教授をもって充てる。
２　副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
３　副学長に関し必要な事項は、別に定める。
(学長補佐)
第17条　本学に学長補佐を置くことができるものとし、本学の教授又は准教授をもって充てる。
(学部長等)
第18条　第５条第１項の学部に学部長を、第５条の２の附属病院に病院長を置き、本学の教授をもって充てる。
２　学部長及び病院長に関し必要な事項は、別に定める。
(副学部長等)
第19条　学部に、学部長を補佐するため、副学部長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。
２　附属病院に、病院長を補佐するため、副病院長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。

３　副学部長及び副病院長に関し必要な事項は、別に定める。
（機構長等）
第19条の２　第６条の２第１項の機構にそれぞれ機構長及び副機構長を置く。
２　機構長及び副機構長に関し必要な事項は、別に定める。
（学内共同教育研究施設の長）
第20条　第７条第１項の学内共同教育研究施設にそれぞれ長を置き、原則として本学の教授をもって充てる。
（学域長及び学系長）
第20条の２　第12条の２第３項の学域に学域長を、学系に学系長をそれぞれ置く。
２　学域長及び学系長に関し必要な事項は、別に定める。
（副学域長及び副学系長）
第20条の３　学域及び学系に、学域長及び学系長を補佐するため、それぞれ副学域長及び副学系長を置くことができるものとし、本学の教授をもって充てる。
２　副学域長及び副学系長に関し必要な事項は、別に定める。
（学部等附属教育研究施設の長）
第21条　第８条第１項の学部等附属教育研究施設にそれぞれ長を置き、その学部又は研究科の教授又は准教授をもって充てる。
（附属学校の長）
第22条　第９条第１項の附属学校にそれぞれ校長（附属幼稚園にあっては園長）を置き、教育学部の教授をもって充てる。

第２章　学部通則

第１節　学年、学期及び休業日

（学年）
第23条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
（学期）
第24条　学年を、次の２学期に分ける。
前期　４月１日から９月30日まで
後期　10月１日から翌年３月31日まで
（休業日）
第25条　休業日は、次のとおりとする。
(1)　日曜日及び土曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　鹿児島大学記念日　11月15日
(4)　春季休業　４月１日から４月10日まで
(5)　夏季休業　８月１日から９月30日まで
(6)　冬季休業　12月25日から翌年１月８日まで
２　教育上必要がある場合は、前項に規定する休業日を変更し、又は、臨時の休業日を定めることができる。
３　教育上必要がある場合は、第１項の規定にかかわらず、休業日であっても、第38条第４項に定める授業を行うことができる。

第２節　修業年限及び在学期間

（修業年限）
第26条　学部の修業年限は、４年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部共同獣医学科にあっては６年とする。

（修業年限の通算）
第27条　第46条第１項の規定に該当する者の既修得単位が第64条の科目等履修生として修得したものであるとき、又は第46条第１項の規定に該当する者の既修得単位が第71条の２の特別の課程を履修する者として修得したものであるときは、各学部は当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案し相当の期間を修業年限に通算することができる。ただし、通算する期間は、前条に規定する修業年限の２分の１を超えてはならない。
（在学期間）
第28条　学生は、第26条の修業年限の２倍の期間を超えて在学することはできない。ただし、第34条及び第35条の規定により入学又は転学科等を許可された者の在学期間の通算については、各学部において定める。
２　学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等に在学できる期間を定めることができる。

第３節　入学

（入学の時期）
第29条　入学の時期は、学年又は学期の始めとする。
（入学資格）
第30条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者
(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(3)　通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
(4)　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
(5)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7)　文部科学大臣の指定した者
(8)　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
(9)　本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学の出願）
第31条　本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。
（入学者の選考）
第32条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続及び入学許可）
第33条　前条の選考の結果合格した者は、所定の期日までに、入学料を納付するとともに、在学保証書その他所定の書類を提出しなければならない。
２　学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に入学を許可する。

(編入学及び再入学)

第34条　次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

(1)　本学の一の学部を卒業した者で、更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者

(2)　他の大学を卒業した者又は学士の学位を有する者

(3)　他の大学に１年以上在学して退学した者

(4)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(5)　外国において、前３号と同程度の課程を修了した者

(6)　専修学校の専門課程(修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。)

(7)　我が国において、外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者(学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。)

(8)　高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校を含む。)の専攻科の課程(修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。)

２　本学を退学し、又は除籍(第57条第１号に基づく除籍を除く。)された後更に同一学部に再入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより選考の上、入学を許可することがある。

(転学科、転学部及び転入学)

第35条　本学の学生で、他の学科(課程を含む。)に転学科(転課程を含む。以下同じ。)を、又は他の学部に転学部を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、相当年次へ転学科又は転学部を許可することがある。

２　他の大学に在学している者で、本学に転入学を志願する者があるときは、当該学部の定めるところにより、相当年次へ転入学を許可することがある。

３　我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者(学校教育法第90条第１項に規定する者に限る。)で、転入学を志願する者については、前項の規定を適用する。

４　第１項の規定により転学科又は転学部を志願する者は現に在学する学部の長の許可を、前２項の規定により転入学を志願する者は現に在学する大学の学長の許可証を、それぞれ添付しなければならない。

(編入学、再入学、転学科、転学部及び転入学の許可)

第36条　第34条第１項の編入学の許可は、別に定めるところにより、学長が行う。

２　第34条第２項の再入学並びに前条の転学科、転学部及び転入学の許可は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

第４節　教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第37条　本学は、本学、学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

２　教育課程の編成に当たっては、学部及び学科又は課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよ

う適切に配慮しなければならない。

(共同教育課程の編成)

第37条の２　本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、前条第１項の規定にかかわらず、他の大学が開設する授業科目を本学の教育課程の一部とみなして、他の大学と共同でそれぞれの大学ごとに同一内容の教育課程(以下「共同教育課程」という。)を編成するものとする。ただし、共同教育課程を編成する大学(以下「構成大学」という。)は、それぞれ共同教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

２　共同教育課程を編成し、及び実施するため、構成大学間において、協議の場を設けるものとする。

(学内連携による教育課程)

第37条の３　本学及び学部の教育上の目的を達成するために必要があると認める場合には、本学の異なる学部間で連携し、教育課程を編成することができるものとする。

２　学内連携による教育課程に関し必要な事項は、連携する学部において別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第38条　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて編成するものとする。

２　授業科目は、共通教育科目及び専門教育科目に区分する。

３　前項に規定する共通教育科目に、高度共通教育科目を置く。

４　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

５　前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

６　第４項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

７　授業科目の履修方法その他授業に関し必要な事項は、各学部、共通教育センター又はグローバルセンター(以下「各学部等」という。)において定める。

(全学横断的教育プログラム)

第38条の２　多様な学問分野を横断し、学生の総合的な理解力や能力を養成するため、全学横断的教育プログラムを開設することができる。

２　全学横断的教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条　本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の計算方法)

第40条　授業科目の単位の計算方法は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部等が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部等が定める時間の授業をもって１単位とする。

(3)　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併

用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前２号に規定する基準を考慮して各学部等が定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目についてはこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第41条　削除

（各授業科目の授業期間）

第42条　各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（成績評価基準等の明示等）

第42条の２　各学部等は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

２　各学部等は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（履修科目の登録の上限）

第43条　各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が１年間又は１学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

２　各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（他学部等の授業科目の履修）

第44条　学生は、各学部及び共通教育センターの定めるところにより、他学部等の授業科目を履修することができる。

（共同教育課程に係る単位の認定）

第44条の２　学生が本学以外の構成大学において履修した共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、本学における当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（大学院授業科目の履修）

第44条の３　学生が、本学大学院への進学を志望し、所属する学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を希望する研究科の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

２　前項の本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

（他大学等における授業科目の履修等の取扱い）

第45条　教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が学長の許可を得て本学と他の大学又は短期大学との協議に基づき当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

３　教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得した

ものとみなすことができる。
４　教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該学部又は共通教育センターの定めるところにより単位を与えることができる。
５　前４項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。
６　第１項に規定する学長の許可は、当該学部の教授会の議を経て行う。
（入学前の既修得単位等の取扱い）
第46条　教育上有益と認めるときは、各学部及び共通教育センターは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。第68条において同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（第64条及び第71条の２の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、各学部及び共通教育センターは、学生が本学に入学する前に行った前条第４項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、前条第１項、第２項、第３項及び第４項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
４　単位の認定方法等については、各学部等において定める。
（長期にわたる教育課程の履修）
第46条の２　各学部は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第26条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
（教員の免許状授与の所要資格の取得）
第47条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第３のとおりとする。

第５節　卒業

（単位の授与）
第48条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第40条第２項に規定する授業科目については、各学部等で定める方法により学修の成果を評価して、単位を与えることができる。
２　第38条第５項の授業方法により与える単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として各学部が定める単位数が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）で卒業の要件として定める単位数を超える場合は、その超える単位数を60単位に加算した単位数を超えないものとする。
（試験）
第49条　試験は、各学部等の定めるところによって行う。

（卒業）
第50条　第26条に規定する修業年限以上在学し、かつ、各学部が定める所定の単位を修得した者は、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
２　学部において必要と認めるときは、前項に加え卒業の要件を設けることができる。
（早期卒業）
第51条　前条の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生（医学部医学科、歯学部及び共同獣医学部共同獣医学科に在学するものを除く。）で本学に３年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として各学部が定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定できる。
（学位）
第52条　本学の学部を卒業した者には、別に定めるところにより学士の学位を授与する。
（学修証明書の交付）
第52条の２　本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生又は科目等履修生として体系的に開設された授業科目の単位を修得した者に対し、学修証明書（その事実を証する書面をいう。）以外を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
第６節　休学、留学、転学、退学及び除籍
（休学）
第53条　学生は、疾病その他の理由により、引き続き２か月以上修学できない場合は、医師の診断書又は理由書を添え保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。
２　前項の休学期間は、その学期の終わりまでとする。ただし、特別な事由がある場合であって、学長が必要と認めたときは、１年以内の休学を許可することがある。
３　前項の規定にかかわらず、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長に願い出て許可を受けて復学することができる。
４　疾病その他の理由により、修学が不適当と認められる者に対しては、学長は、当該学部の教授会の議を経て、休学を命ずることがある。
５　休学期間は、通算して、修業年限を超えることができない。
６　休学期間は、第26条に規定する修業年限に算入しない。
７　休学期間は、第28条第１項に規定する在学期間に算入する。
８　第５項及び前項の規定にかかわらず、特別な事由がある場合であって、学長が必要と認めたときは、当該事由により休学した期間は、第28条第１項に規定する在学期間及び本条第５項に規定する通算の休学期間に算入しないものとする。
９　第28条第２項の在学期間には、特別の事情があると認められた休学期間は算入しないことができる。
（留学）
第54条　学生は、学長の許可を得て、本学と外国の大学又は短期大学との協議に基づき定められた当該大学又は短期大学に留学することができる。
２　前項の留学期間は、第26条に規定する修業年限に算入する。
（転学）
第55条　学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめその理由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を受けなければならない。
（退学）

第56条　学生は、退学しようとするときには、その理由を付して、保証人連署のうえ学長に願い出なければならない。
２　学生で、長期欠席又は疾病その他の理由により、成業の見込みがない者に対しては、学長は退学を命ずることがある。
（除籍）
第57条　次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。
(1)　第28条第１項に規定する在学期間を超えた者
(2)　第28条第２項に規定する在学期間を超えた者
(3)　入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可又は半額免除になった後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
(4)　入学料の徴収猶予を許可された後、所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者
(5)　授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
（休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等）
第58条　前５条に規定する休学、留学、転学、退学及び除籍の許可等は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。
第７節　賞罰
（表彰）
第59条　学生として表彰に価する行為があった者は、学部長等の推薦により、学長が表彰することができる。
２　表彰に関し必要な事項は別に定める。
（懲戒）
第60条　本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部の教授会、学生生活委員会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。
２　前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
３　前項の懲戒退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
(1)　性行不良で改善の見込みがない者
(2)　正当な理由がなく出席常でない者
(3)　本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
４　３か月以上の停学の期間は、第26条に規定する修業年限に算入しない。
５　停学の期間は、第28条に規定する在学期間に算入する。
第８節　検定料、入学料、授業料及び寄宿料
（検定料、入学料、授業料及び寄宿料）
第61条　検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。
（入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに徴収猶予）
第62条　特別な理由のある者に対しては、本人の申請によって入学料、授業料及び寄宿料の全額若しくは半額を免除し、又は入学料及び授業料の徴収猶予を許可することがある。
２　入学料、授業料及び寄宿料の免除並びに入学料及び授業料の徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。
第３章　補則
第１節　研究生、科目等履修生、委託生、外国人留学生及び特別聴講学生
（研究生）
第63条　本学において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、当該学部の教授会の議を経て、研究生として受入れを許可することができる。

（科目等履修生）
第64条　本学において、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目について履修を志願する者があるときは、科目等履修生として受入れを許可することができる。
（委託生）
第65条　官庁、公共団体その他の団体より、その職員の学修委託の願い出があったときは、委託生として受入れを許可することができる。
（外国人留学生）
第66条　外国人で、本学に修学を希望する者があるときは、外国人留学生として入学又は受入れを許可することができる。
（研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生に関する規則）
第67条　研究生、科目等履修生、委託生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。
（特別聴講学生）
第68条　他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することができる。
２　特別聴講学生の受入れの許可は、当該学部教授会又は共通教育センター運営委員会の議を経て学部長又は共通教育センター長が行う。
３　本条に規定するもののほか、特別聴講学生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第２節　寄宿舎

（寄宿舎）
第69条　本学に、寄宿舎を置く。
２　寄宿舎に関する規則は、別に定める。

第３節　寄附講座・共同研究講座等

（寄附講座等）
第70条　教育研究の進展及び充実に資するため、本学に寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。
２　寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。
（共同研究講座等）
第70条の２　教育研究の進展及び充実に資するため、民間等外部の機関等と共同で、本学に共同研究講座及び共同研究部門（以下「共同研究講座等」という。）を設置することができる。
２　共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第４節　公開講座

（公開講座）
第71条　社会人に対し広く学習の機会を提供するとともに、地域における生涯学習の振興に資するため、本学に公開講座を開設する。
２　公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第５節　特別の課程

（規則等への委任）
第71条の２　本学は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。
２　本学は、文部科学大臣の定めるところにより、特別の課程を履修する者に対し、単位

を与えることができる。

３　その他特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第６節　規則等への委任

(規則等への委任)

第72条　この学則に規定するもののほか、本学に関し必要な事項は学長が、その他部局等に関し必要な事項は部局長等が、規則等で定めることができる。

附　則

１　この学則は、平成16年４月１日から施行する。

２　この学則の施行日の前日において、国立学校設置法(昭和24年法律第150号。以下「旧設置法」という。)に規定する鹿児島大学に在学する学生は、本法人が設置する本学の学生となり、その者に係る教育に関する必要な事項は、なお従前の例による。

３　前項により本学の学生となった者の旧設置法に規定する鹿児島大学における在学年数、教育課程及び修得した単位は、本学における在学年数、教育課程及び単位とみなす。

４　平成16年度の工学部、平成16年度から平成18年度までの法文学部並びに平成16年度から平成19年度までの歯学部及び全学部の収容定員は、別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員			
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
法文学部	法政策学科	470	440	410	
	経済情報学科	580	580	580	
	人文学科	620	620	620	
		20	20	20	
	計	1,690	1,660	1,630	
歯学部	歯学科	350	345	340	335
工学部	機械工学科	382			
	電気電子工学科	314			
	建築学科	225			
	応用化学工学科	245			
	海洋土木工学科	194			
	情報工学科	240			
	生体工学科	240			
		20			
	計	1,860			
合計		8,380	8,325	8,290	8,255

附　則

この学則は、平成16年12月21日から施行する。

附　則

この学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成18年11月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成19年４月１日から施行する。

２　平成19年３月31日に教育学部養護学校教員養成課程に在学している者については、改正後の第５条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　平成19年３月31日に教育学部養護学校教員養成課程に在学している者の免許状の種類については、特別支援学校教諭一種免許状とする。

附　則

１　この学則は、平成19年６月21日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

２　第９条第１項に規定する教育学部附属特別支援学校は、当分の間、通称として鹿児島大学教育学部附属養護学校と称することができる。

附　則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。ただし、改正後の第２条第３項、第37条、第39条、第40条及び第42条の２の規定は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成20年１月１日から施行し、平成19年１月12日から適用する。

附　則

この学則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成20年５月１日から施行し、平成20年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成20年12月24日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成21年４月１日から施行する。

２　平成21年度から平成34年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	95	570	95	580	95	590	95	600
	計	215	1,090	215	1,100	215	1,110	215	1,120
全学部合計		1,940	8,255	1,940	8,260	1,940	8,255	1,940	8,250
		平成25年度		平成26年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		95	610	95	620	90	615	90	610
		215	1,130	215	1,140	210	1,135	210	1,130
		1,940	8,260	1,940	8,270	1,935	8,265	1,935	8,260
		平成32年度		平成33年度		平成34年度			
		90	605	90	600	90	595		
		210	1,125	210	1,120	210	1,115		
		1,935	8,255	1,935	8,250	1,935	8,245		

３　平成21年度から平成23年度までの工学部応用化学工学科、情報工学科、生体工学科、環境化学プロセス工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科及び第３年次編入

学並びに工学部の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
工学部	応用化学工学科	180	120	60
	情報工学科	180	120	60
	生体工学科	180	120	60
	環境化学プロセス工学科	35	70	105
	情報生体システム工学科	80	160	240
	化学生命工学科	50	100	150
	(第３年次編入学)	30	40	40
	工学部計	1,835	1,830	1,815

４　工学部応用化学工学科、情報工学科及び生体工学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、平成21年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成22年１月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成22年２月26日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成22年４月１日から施行する。

２　平成22年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	105	590	105	610	105	630	105	650
	計	225	1,110	225	1,130	225	1,150	225	1,170
合計		1,950	8,270	1,950	8,275	1,950	8,280	1,950	8,300
		平成26年度		平成27年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		105	670	105	680	100	675	100	670
		225	1,190	225	1,200	220	1,195	220	1,190
		1,950	8,320	1,950	8,330	1,945	8,325	1,945	8,320
		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		90	655	90	640	90	625	90	610
		210	1,175	210	1,160	210	1,145	210	1,130
		1,935	8,305	1,935	8,290	1,935	8,275	1,935	8,260
		平成36年度							
		90	600						
		210	1,120						
		1,935	8,250						

附　則

この学則は、平成22年12月21日から施行する。

附　則

この学則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成23年４月１日から施行する。

２　平成23年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	107	612	107	634	107	656	107	678
	計	227	1,132	227	1,154	227	1,176	227	1,198
合計		1,950	8,275	1,950	8,280	1,950	8,300	1,950	8,320
		平成27年度		平成28年度～平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		107	690	107	692	102	687	102	682
		227	1,210	227	1,212	222	1,207	222	1,202
		1,950	8,330	1,950	8,330	1,945	8,325	1,945	8,320
		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		90	665	90	648	90	631	90	614
		210	1,185	210	1,168	210	1,151	210	1,134
		1,933	8,303	1,933	8,286	1,933	8,269	1,933	8,252
		平成36年度							
		90	602						
		210	1,122						
		1,933	8,240						

３　平成23年度から平成27年度までの歯学部における収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歯学部	歯学科	328	326	324	322	320

４　平成23年３月31日に教育学部学校教育教員養成課程に在学している者の教員の免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成23年６月28日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成24年４月１日から施行する。

２　平成24年度から平成28年度までの農学部獣医学科、農学部及び共同獣医学部の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
農学部	獣医学科	150	120	90	60	30
	計	970	940	910	880	850
共同獣医学部	獣医学科	30	60	90	120	150

(山口大学共同獣医学部)	(獣医学科)	(30)	(60)	(90)	(120)	(150)

3　農学部獣医学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、平成24年３月31日に当該学科に在学する者及び平成24年４月１日以降に当該学科に再入学、転学科、転学部又は転入学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の修業年限及び早期卒業は、改正後の第26条及び第51条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成25年４月１日から施行する。

2　平成25年３月31日に本学に在学している者の休学期間は、改正後の第53条第５項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成24年９月27日から施行する。

附　則

この学則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成25年５月30日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成27年３月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成27年４月１日から施行する。

2　平成27年度から平成29年度までの水産学部水産学科及び水産教員養成課程の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
水産学部	水産学科	530	540	550
	水産教員養成課程	30	20	10

3　水産学部水産教員養成課程は、改正後の第５条の規定にかかわらず、平成27年３月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお、従前の例による。

4　司法政策研究科は、改正後の第６条及び第11条の規定にかかわらず、平成27年３月31

日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この学則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成27年７月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成28年４月１日から施行する。

２　平成28年度から平成30年度までの農学部生物生産学科、生物資源化学科、生物環境学科、農業生産科学科、食料生命科学科及び農林環境科学科の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
農学部	生物生産学科	240	160	80
	生物資源化学科	180	120	60
	生物環境学科	195	130	65
	農業生産科学科	75	150	225
	食料生命科学科	70	140	210
	農林環境科学科	60	120	180

３　農学部生物生産学科、生物資源化学科及び生物環境学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、平成28年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成28年７月21日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

２　理学部物理科学科の教員免許状の種類は、平成28年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、改正後の別表第３にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成28年10月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成29年４月１日から施行する。

２　平成29年度から平成31年度までの法文学部法政策学科、経済情報学科、人文学科、法経社会学科、人文学科、教育学部学校教育教員養成課程及び生涯教育総合課程の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
法文学部	法政策学科	285	190	95

	経済情報学科	435	290	145
	人文学科	465	310	155
	法経社会学科	245	490	735
	人文学科	165	330	495
	計	1,615	1,630	1,645
教育学部	学校教育教員養成課程	875	850	825
	生涯教育総合課程	105	70	35
	計	1,040	980	920
合計		8,285	8,235	8,185

３　法文学部法政策学科、経済情報学科、人文学科及び教育学部生涯教育総合課程は、改正後の第５条の規定にかかわらず、平成29年３月31日に当該学科・課程に在学する者が当該学科・課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科・課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月28日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月28日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年５月18日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年９月28日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成30年４月１日から施行する。

２　平成30年度から平成36年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	107	692	107	692	90	675
	計	227	1,212	227	1,212	210	1,195
合計		1,905	8,240	1,905	8,195	1,888	8,133
		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		90	658	90	641	90	624
		210	1,178	210	1,161	210	1,144
		1,888	8,116	1,888	8,099	1,888	8,082
		平成36年度					
		90	607				
		210	1,127				
		1,888	8,065				

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成30年９月６日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、平成31年１月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成31年４月１日から施行する。

２　農学研究科及び水産学研究科は、改正後の第６条の規定にかかわらず、平成31年３月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

３　教育学部学校教育教員養成課程の教員の免許状の種類は、平成31年３月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、改正後の別表第３にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和２年２月20日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年度から令和８年度までに医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和２年度		令和３年度		令和４年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	110	695	110	698	90	681
	計	230	1,215	230	1,218	210	1,201
合計		1,883	8,128	1,883	8,106	1,863	8,064
		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		90	664	90	647	90	630
		210	1,184	210	1,167	210	1,150
		1,863	8,022	1,863	8,005	1,863	7,988
		令和８年度					
		90	610				
		210	1,130				
		1,863	7,968				

３　令和２年度の法文学部法経社会学科、人文学科及び第３年次編入学並びに令和２年度から令和４年度までの教育学部学校教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程、教育学部、理学部数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科、理学科、工学部機械工学科、電気電子工学科、建築学科、環境化学プロセス工学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科、化学生命工学科、第３年次編入学、先進工学科及び建

築学科の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度
法文学部	法経社会学科	986		
	人文学科	664		
	(第３年次編入学)	10		
教育学部	学校教育教員養成課程	790	780	770
	特別支援教育教員養成課程	45	30	15
	計	835	810	785
理学部	数理情報科学科	120	80	40
	物理科学科	135	90	45
	生命化学科	150	100	50
	地球環境化学科	150	100	50
	理学科	185	370	555
工学部	機械工学科	282	188	94
	電気電子工学科	234	156	78
	建築学科	165	110	55
	環境化学プロセス工学科	105	70	35
	海洋土木工学科	144	96	48
	情報生体システム工学科	240	160	80
	化学生命工学科	150	100	50
	(第３年次編入学)	40	40	20
	先進工学科	385	770	1,172
	建築学科	55	110	168

４　教育学部特別支援教育教員養成課程、理学部数理情報科学科、物理科学科、生命化学科、地球環境科学科、工学部機械工学科、電気電子工学科、建築学科、環境化学プロセス工学科、海洋土木工学科、情報生体システム工学科及び化学生命工学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、令和２年３月31日に当該学科・課程に在学する者が当該学科・課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科・課程の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお、従前の例による。

附　則

この学則は、令和３年４月22日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年度から令和９年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収

容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和４年度		令和５年度		令和６年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	110	701	90	684	90	667
	計	230	1,221	210	1,204	210	1,187
合計		1,883	8,084	1,863	8,042	1,863	8,025
		令和７年度		令和８年度		令和９年度	
		90	650	90	630	90	610
		210	1,170	210	1,150	210	1,130
		1,863	8,008	1,863	7,988	1,863	7,968

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年10月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

２　令和５年度から令和10年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医学部	医学科	110	704	90	687	90	670
	計	230	1,224	210	1,207	210	1,190
合計		1,883	8,062	1,863	8,045	1,863	8,028
		令和８年度		令和９年度		令和10年度	
		90	650	90	630	90	610
		210	1,170	210	1,150	210	1,130
		1,863	8,008	1,863	7,988	1,863	7,968

附　則

この学則は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

２　令和６年度の法文学部法経社会学科、人文学科、法文学部、教育学部学校教育教員養成課程、医学部保健学科看護学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻、保健学科及び医学部の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程		収容定員
			令和６年度
法文学部	法経社会学科		996
	人文学科		674
	計		1,670
教育学部	学校教育教員養成課程		765
医学部	保健学科	看護学専攻	330
		理学療法学専攻	85
		作業療法学専攻	85

		計	500
	計		1,187

３　令和６年度から令和８年度までの農学部農業生産科学科、食料生命科学科、農林環境科学科、農学科及び農学部の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
農学部	農業生産科学科	225	150	75
	食料生命科学科	210	140	70
	農林環境科学科	180	120	60
	農学科	180	360	535
	計	795	770	740

４　農学部農業生産科学科、食料生命科学科及び農林環境科学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、令和６年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の教員免許状の種類は、改正後の別表第３にかかわらず、なお従前の例による。

５　令和６年度から令和10年度までの共同獣医学部獣医学科及び共同獣医学科並びに令和６年度から令和８年度までの畜産学科及び共同獣医学部の収容定員は、改正後の別表第１にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科・課程	収容定員				
		令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
共同獣医学部	獣医学科	150	120	90	60	30
	共同獣医学科	30	60	90	120	150
	畜産学科	30	60	90		
	計	210	240	270		

６　共同獣医学部獣医学科は、改正後の第５条の規定にかかわらず、令和６年３月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。この場合において、当該学科の修業年限及び早期卒業は、改正後の第26条及び第51条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

学部	学科・課程		入学定員	第３年次編入学定員	収容定員
法文学部	法経社会学科		245	10	1,000
	人文学科		165	10	680
	計		410	20	1,680
教育学部	学校教育教員養成課程		190	５	770
理学部	理学科		185		740
医学部	医学科		90	※　10	590
	保健学科	看護学専攻	80		320
		理学療法学専攻	20		80
		作業療法学専攻	20		80
		計	120		480

	計	210	10	1,070
歯学部	歯学科	53		318
工学部	先進工学科 建築学科	385 55	17 ３	1,574 226
	計	440	20	1,800
農学部	農学科	175	５	710
水産学部	水産学科	140		560
共同獣医学部 (山口大学共同獣医学部)	共同獣医学科 畜産学科 （共同獣医学科）	30 30 （30）		180 120 （180）
	計	60		300
合計		1,863	60	7,948

備考

(1)　※印を冠するものは、第２年次編入学定員を示す。

(2)　(　)で記載するものは、山口大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員を示す。

(3)　共同獣医学部の計欄及び合計欄の数字には、山口大学共同獣医学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員は含まない。

別表第２(第12条の２関係)

学術研究院		学部等
法文教育学域	法文学系	法文学部
	教育学系	教育学部
理工学域	理学系	理学部
	工学系	工学部
医歯学域	医学系	医学部
	歯学系	歯学部
	附属病院	附属病院
	ヒトレトロウイルス学系	ヒトレトロウイルス学共同研究センター
農水産獣医学域	農学系	農学部
	水産学系	水産学部
	獣医学系	共同獣医学部
総合科学域	総合教育学系	総合教育機構
	共同学系	学内共同教育研究施設

別表第３(第47条関係)

学部	学科等	教員の免許状の種類	(免許教科)
法文学部	法経社会学科	中学校教諭一種免許状	(社会)
		高等学校教諭一種免許状	(公民　商業)
	人文学科	中学校教諭一種免許状	(社会　国語　英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語　地理歴史　公民　英語)
教育学部	学校教育教員養成	小学校教諭一種免許状	

	課程	幼稚園教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	(国語　社会　数学　理科　音楽　美術　保健体育　技術　家庭　英語)
		高等学校教諭一種免許状	(国語　地理歴史　公民　数学　理科　音楽　美術　書道　保健体育　工業　家庭　英語)
		特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	
理学部	理学科	中学校教諭一種免許状	(数学　理科)
		高等学校教諭一種免許状	(数学　理科　情報)
工学部	先進工学科	高等学校教諭一種免許状	(工業)
農学部	農学科	高等学校教諭一種免許状	(農業)
水産学部	水産学科	中学校教諭一種免許状	(理科)
		高等学校教諭一種免許状	(水産　理科)

○鹿児島大学農学部教授会規則

平成16年４月21日

農規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、鹿児島大学の教授会における審議事項等に関する規則（平成27年規則第10号。以下「教授会審議事項等規則」という。）第３条の規定に基づき、鹿児島大学農学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

（組織）

第２条　教授会は、農学部の教授、准教授、講師及び助教並びに教授会が認めた農学部以外の専任の教員（以下「構成員」という。）をもって組織する。

（審議事項）

第３条　教授会は、鹿児島大学学則（平成16年規則第86号。以下「学則」という。）第13条第２項第１号及び第２号並びに教授会審議事項等規則第２条第１項及び第２項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議する。

(1)　附属教育研究施設長の選考に関する事項

(2)　教育研究に関する諸規則の制定及び改廃に関する事項

(3)　その他教育研究に関する重要事項

（代議員会）

第４条　教授会に、学則第13条の２第１項の規定に基づき、代議員会を置く。

２　教授会は、学則第13条の２第２項の規定に基づき、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

３　代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

（議長）

第５条　教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

２　議長は、教授会を主宰する。

３　議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

（会議）

第６条　教授会は、定例教授会及び臨時教授会とする。

２　定例教授会は、原則として月１回開催する。

３　臨時教授会は、議長が必要と認めたときに開催する。

（議事）

第７条　教授会は、構成員の３分の２以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（構成員以外の者の出席）

第８条　教授会は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（規則の改廃）

第９条　この規則は、構成員の３分の２以上の賛成がなければ改廃することはできない。

（事務）

第10条　教授会の事務は、農学部・共同獣医学部等総務課総務係において処理する。

（雑則）

第11条　この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成16年４月21日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成31年４月１日から施行する。